

亀岡市実費徴収に係る補足給付事業費補助金のご案内

1 実費徴収に係る補足給付事業とは

保育所(園)、幼稚園、認定こども園などで使用する日用品・文房具の購入に関する費用、遠足等の行事への参加に要する費用等について、各施設等が実費徴収を行います。この実費徴収について、亀岡市にお住まいの生活保護世帯や一定の所得要件等に該当する子どもの保護者を対象に費用の一部を給付する事業です。

2 補足給付事業の限度額

補足給付の限度額は次の表のとおりです。

対象経費	給付限度額
(1)日用品・文房具などの購入に要する費用	子ども1人あたり月額 2,800 円(年額 33,600 円)
(2)行事への参加に要する費用	
(3)園から提供のあった給食の副食材料費分 ※主食費は対象になりません。	子ども1人あたり月額 副食材料費×提供日数(上限 5,100 円)

3 補足給付事業の対象者

亀岡市から「子育てのための施設等利用給付認定」を受けて、幼稚園(子ども・子育て支援新制度未移行)を利用している子どもの保護者のうち、下記の対象者。

※費用ごとに対象者が異なるので注意してください。

●上記(1)と(2)の費用の対象者

生活保護世帯の子ども

●上記(3)の費用の対象者(※税情報の見方は裏面をご覧ください)

- ①世帯の当該年度(前年所得分)市町村民税所得割合算額が77,101円未満の子ども
- ②小学3年生修了前までの子どもが同一世帯に3人以上いる世帯の第3子以降の子ども
- ③満18歳未満の児童(ただし、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間を含む。)が同一世帯に3人以上いる世帯で、世帯の当該年度(前年所得分)市町村民税所得割合算額が211,201円未満の第3子以降の子ども

4 補足給付事業の対象となるもの・ならないもの

●補足給付事業の対象となるもの(施設等から購入されたもの)

園児個人の所有になるもの(着衣(スモック、帽子、制服・体操着等)、かばん類、氏名ゴム印、ネームプレート、教材、絵本、お道具箱、スケッチブック、粘土、画具、のり、ハサミ、出席帳等)、園外保育・行事等に係る経費(観劇料、入場料、交通費等)、通園バス代、寝具代、オムツ、副食材料費(幼稚園に通園する子どものみ)など

●補足給付事業の対象とならないもの

写真・DVD代、アルバム代、入園前に支払ったもの、保護者の方から業者へ直接支払いするもの、保護者会費、体操教室などの上乗せで支払う分、利用契約時間を超えた場合に支払う分など

5 申請時期(※申請期日は期毎にお知らせします)

種類	申請区分	申請期日
(1)日用品・文房具などの購入に要する費用	当該年度分	年度末
(2)行事への参加に要する費用		
(3)園から提供のあった給食の副食材料費分	第1期(4月から7月分)	各期終了後
	第2期(8月から12月分)	
	第3期(1月から3月分)	

(裏面あり)

●提出書類:表面の申請区分ごとに、下記の必要な書類等を保育課に提出してください。
●提出方法:保護者が申請書に必要事項を記入し、次の窓口に提出してください。

亀岡市こども未来部保育課(亀岡市保健センター1階)電話:25-5028

- ・「亀岡市実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付申請書」
- ・期毎の領収書(※幼稚園でもらってください)
- ・印鑑
- ・振込口座が分かるもの(通帳など)
- ・申請書に記入いただいた**全員**のマイナンバー及び保護者の本人確認ができるもの

番号確認(下記のいずれか)	本人確認
□個人番号カード	
□通知カード □住民票(個人番号付き)	□運転免許証 □パスポート等 ※写真表示があるものは1種
	□公的医療保険被保険者証 □年金手帳 等 ※写真表示がないものは2種

【住民税が給与天引きの方の通知】

所得 雑 損 主たる給与
得 医 療 費 配 偶 者
控 社 会 保 険 料 配 偶 者 特 別
除 小 規模 企 業 共 済 扶 養 親
料 生 命 保 険 料 基 礎
地 産 保 険 料 所 得 差 控 除 計 ②

(摘要) ○ 充 当 額

住宅借入金等特別控除・寄附金控除等の適用前で算定しますので、
該当する場合は⑥欄に加算してください。

所得 給 与 所 得 等 に 係 る 市 民 税 ・ 府 民 税 特 別 徴 収 税 額 の 決 定 通 知 書 (納 税 義 務 者 用)

課 税 標 準	給 所 得 ③ 山 林 所 得 分 離 短 期 譲 渡 分 離 長 期 譲 渡 株 式 等 の 譲 渡 上 場 株 式 等 の 配 当 先 物 取 引	
---------	---	--

所得 雑 損 贈・寡・勤
得 医 療 費 配 偶 者
控 社 会 保 険 料 配 偶 者 特 別
除 小 規模 企 業 共 済 扶 養 親
料 生 命 保 険 料 基 礎
地 産 保 険 料 所 得 差 控 除 計 ②

(摘要) ○ 充 当 額

住宅借入金等特別控除・寄附金控除等の適用前で算定しますので、
該当する場合は⑥欄に加算してください。

所得 給 与 所 得 等 に 係 る 市 民 税 ・ 府 民 税 特 別 徴 収 税 額 の 決 定 通 知 書 (納 税 義 務 者 用)

課 税 標 準	給 所 得 ③ 山 林 所 得 分 離 短 期 譲 渡 分 離 長 期 譲 渡 株 式 等 の 譲 渡 上 場 株 式 等 の 配 当 先 物 取 引	
---------	---	--

所得 雑 損 贈・寡・勤
得 医 療 費 配 偶 者
控 社 会 保 険 料 配 偶 者 特 別
除 小 規模 企 業 共 済 扶 養 親
料 生 命 保 険 料 基 礎
地 産 保 険 料 所 得 差 控 除 計 ②

(摘要) ○ 充 当 額

住宅借入金等特別控除・寄附金控除等の適用前で算定しますので、
該当する場合は⑥欄に加算してください。

所得 給 与 所 得 等 に 係 る 市 民 税 ・ 府 民 税 特 別 徴 収 税 額 の 決 定 通 知 書 (納 税 義 務 者 用)

課 税 標 準	給 所 得 ③ 山 林 所 得 分 離 短 期 譲 渡 分 離 長 期 譲 渡 株 式 等 の 譲 渡 上 場 株 式 等 の 配 当 先 物 取 引	
---------	---	--

年度 市民税及び府民税決定の明細

税 所 得 割 除 額	総所得金額	円	①	円
	山林所得金額	円		円
	短期譲渡所得金額	円		円
	長期譲渡所得金額	円		円
	株式等の譲渡所得金額	円		円
	上場株式等の配当所得金額	円		円
	先物取引所得金額	円		円
	譲渡、差、控 除 額	円	②	円
	自己当控除額	円		円
	住宅借入金等特別控除額	円		円
	寄附金税額控除額	円		円
	外国税額控除額等	円		円
	配当、株式等譲渡所得割除額	円		円
	計	円		円
均 等 割 除 額	円		円	
合計税額(100円未満切捨)				

通知番号	
納税者	様

年税額(市民税及び住民税の合計税額)	①	F
内、給与から特別徴収する税額	②	F
内、公的年金から特別徴収する税額	③	F
差引普通徴収税額(①－②－③)	④	F
預り金も支払することとなった場合、市民税所得割額	⑤	F
普通徴収税額(④－⑤)	⑥	F
充当後納付額(①－⑥)	⑦	F
未納後納付額(①－⑥)	⑧	F

①－②が市民税所得割額になります。